

(1) 法令によるもの

所管課	名称	業務の内容	委員数(人)		設置根拠
			定員	実人員	
環境生活 総務課	しまね働く女性 きらめき応援会 議	女性が個性や能力を十分に発揮し、働き続けやすい職場環境の整備を推進する。	なし	35	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第23条
スポーツ 振興課	島根県スポーツ 推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。	14(以 内)	14	スポーツ基本法第10条
環境政策 課	島根県環境審議 会	環境保全に関する基本的事項の調査、審議等を行う。	20	20	環境基本法第43条 島根県環境審議会条例
	島根県公害審査 委員候補者	公害紛争処理を担当する調停委員等の候補者	15(以 内)	15	公害紛争処理法第18条

(2) 条例によるもの

所管課	名称	業務の内容	委員数(人)		設置根拠
			定員	実人員	
環境生活 総務課	島根県消費生活 審議会	知事の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項について調査審議する。	18(以 内)	18	島根県消費生活条例第34条
	島根県男女共同 参画審議会	男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。	15(以 内)	14	島根県男女共同参画推 進条例第22条
文化国際 課	美術館協議会	美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに館長に対し意見を述べること。	15(以 内)	14	島根県立美術館条例
	島根県芸術文化 センター協議会	芸術文化センターの運営に関し、センター長の諮問に応ずるとともにセンター長に対し意見を述べること。	15(以 内)	14	島根県芸術文化セン ター条例
自然環境 課	島根県自然環境 保全審議会(自然 保護部会・自然 公園部会)・ 温泉部会	自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定、県立自然公園計画の指定並びに公園計画及び公園事業の決定、希少動植物保護基本方針の策定及び種の指定等、温泉の掘削、増掘又は動力の装置の許可等。	40(以 内)	30	島根県自然環境保全条 例
環境政策 課	島根県環境影響 評価技術審査会	環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項を調査審議すること。	15(以 内)	15	島根県環境影響評価条 例

(3) その他

所管課	名称	業務の内容	委員数(人)		設置根拠
			定員	実人員	
環境生活 総務課	島根県県民いき いき活動促進委 員会	県民いきいき活動の促進方策及び活動団体と行政との協働の促進施策等について意見交換を行う。	18(以 内)	18	島根県県民いきいき活 動促進委員会設置要綱
	島根県男女共同 参画社会形成促 進会議	男女共同参画づくりに関する情報及び意見の交換並びに必要な連携を行う。	なし	41	島根県男女共同参画社 会形成促進会議設置要 綱
	島根県男女共同 参画推進会議	男女共同参画に関わる施策の総合的、効果的な推進を図る。	なし	20	島根県男女共同参画推 進会議設置要綱
	島根県犯罪のない 安全で安心なま ちづくり推進 協議会	安全で安心なまちづくりのための情報交換や連携等を行う。	なし	86団体	島根県犯罪のない安全 で安心なまちづくり推 進協議会規約
	島根県高齢消費 者被害防止対策 会議	高齢消費者被害に対し、関係機関・団体等が緊密な連携をとり、被害の未然防止や相談体制の充実等効果的で適切な施策の展開、推進を図る。(島根県消費者安全確保地域協議会)	なし	19	島根県高齢消費者被害 防止対策会議設置要綱
	島根県消費者金融 等被害対策会議	消費者金融等の被害に対し、関係機関・団体等が連携をとり、被害の未然防止や相談体制の充実等を図る。	なし	23	島根県消費者金融等被害 防止対策会議設置要綱
人権同和 対策課	島根県人権施策 推進協議会	人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について調査・審議を行う。	20(以 内)	19	島根県人権施策推進協 議会設置要綱
環境政策 課	中海水質汚濁防 止対策協議会	中海水質保全のための汚濁防止対策の促進に関すること。	島根16以 内(鳥取 16以内)	島根15 (鳥取 14)	中海水質汚濁防止対策 協議会規約
	宍道湖水質汚濁 防止対策協議会	宍道湖水質保全のための汚濁防止対策の促進に関すること。	37	37	宍道湖水質汚濁防止対 策協議会規約
	中海の水質及び 流動会議	中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善の評価・検討を行う。	20	20	中海の水質及び流動会 議設置要綱
	島根県地球温暖 化対策協議会	県民、事業者、行政、市町村地域協議会など、県内の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組む。	なし	構成団 体等56	島根県地球温暖化対策 協議会規約
	しまねグリーン 製品認定委員会	しまねグリーン製品の認定基準、認定審査、認定の取消し、利活用・普及促進に関すること	10(以 内)	9	しまねグリーン製品認 定委員会設置要綱

名称	特定非営利活動促進法施行条例 (平成10年10月16日島根県条例第28号)	所管課	環境生活総務課
		施行年月日	平成10年12月1日
目的	特定非営利活動促進法の施行に関し必要な事項を定める。		
概要等	・認証制度に関する申請等 ・認定（特例認定）制度に関する申請等 ・事業報告書等の提出・公開 ・役員報酬規程等の提出・公開		

名称	島根県県民いきいき活動促進条例 (平成17年3月25日島根県条例第37号)	所管課	環境生活総務課
		施行年月日	平成17年4月1日
目的	県民いきいき活動の促進に関し、基本理念を定め、県民等の役割及び県の責務を明らかにすること等により、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与する。		
概要等	・県民等の役割、県の責務 ・基本方針の策定 ・協働の推進 ・体制の整備等		

名称	島根県社会貢献活動促進基金条例 (平成21年3月23日島根県条例第15号)	所管課	環境生活総務課
		施行年月日	平成21年4月1日
目的	特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の促進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため基金を設置する。		
概要等	・設置、積み立て ・管理、運用益金の処理 ・繰替運用		

名称	島根県男女共同参画推進条例 (平成14年3月26日島根県条例第16号)	所管課	環境生活総務課
		施行年月日	平成14年4月1日
目的	男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現する。		
概要等	・県、県民、事業者の責務 ・男女共同参画を阻害する行為の禁止等 ・苦情の処理等 ・男女共同参画審議会の設置		

名称	島根県立男女共同参画センター条例 (平成11年3月12日島根県条例第13号)	所管課	環境生活総務課
		施行年月日	平成11年4月1日
目的	島根県立男女共同参画センターの設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・業務（相談、情報の収集・提供、調査研究、研修会開催等） ・指定管理者による管理 ・使用の承認等（承認、承認の取消し、使用料の納付等） ・罰則		

名称	島根県消費生活条例 (平成17年7月19日島根県条例第47号)	所管課	環境生活総務課
		施行年月日	平成17年10月1日
目的	消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにし、県民の消費生活の安定及び向上を確保する。		
概要等	・消費生活の安全の確保等 ・啓発活動及び消費者教育の推進等 ・消費者の意見の反映及び透明性の確保 ・消費者被害の救済 ・消費者の個人情報の保護 ・高度情報通信社会等への対応等 ・島根県消費生活審議会の設置		

名称	島根県消費者センター条例 (昭和46年3月12日島根県条例第8号)	所管課	環境生活総務課
		施行年月日	昭和46年4月1日
目的	島根県消費者センターの設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置場所（松江市）、設置したときの知事の告示 ・業務（消費生活に関する相談苦情の処理等） ・職員 ・消費生活相談員の配置 ・情報の安全管理		

名称	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 (平成18年7月14日島根県条例第42号)	所管課	環境生活総務課
		施行年月日	平成18年7月14日
目的	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在できる社会の実現に寄与する。		
概要等	・県の責務及び県民、地域活動団体、事業者の役割 ・基本計画及び防犯に関する指針の策定 ・県民等による自主的な活動の促進 ・子ども、高齢者、障がい者、女性等の安全の確保等 ・道路、住宅、事業活動等における防犯への配慮 ・犯罪被害者等に対する支援等		

名称	島根県文化芸術振興条例 (平成23年11月29日島根県条例第33号)	所管課	文化国際課
		施行年月日	平成23年11月29日
目的	文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いがあり、活力に満ちあふれた魅力的な地域社会の実現に寄与する。		
概要等	・県、県民の役割 ・文化芸術活動の振興に関する基本的施策 ・文化芸術に関する情報の収集・発信 ・顕彰		

名称	島根県立県民会館条例 (昭和43年3月29日島根県条例第1号)	所管課	文化国際課
		施行年月日	昭和43年8月1日
目的	島根県立県民会館の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・利用の承認、承認の取消し ・利用料、利用料の減免、還付 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定		

名称	島根県立美術館条例 (平成10年3月27日島根県条例第19号)	所管課	文化国際課
		施行年月日	平成10年4月1日
目的	島根県立美術館の設置及び管理並びに美術館協議会の設置について必要な事項を定める。		
概要等	・設置、職員 ・観覧料、使用の許可及び許可の取消し、使用料 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・美術館協議会		

名称	島根県芸術文化センター条例 (平成16年10月12日島根県条例第51号)	所管課	文化国際課
		施行年月日	平成17年4月1日
目的	島根県芸術文化センターの設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置、業務、職員 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・開館時間等、休館日、利用の許可等、許可の取消し等 ・利用料金、利用料金の減免 ・観覧料、観覧料の減免 ・センター協議会		

名称	島根県美術品等取得基金条例 (平成3年7月16日島根県条例第21号)	所管課	文化国際課
		施行年月日	平成3年7月16日
目的	美術品その他の芸術、歴史及び民俗に関する資料の取得を円滑に行う。		
概要等	・設置、基金の額 ・管理、繰替運用		

名称	島根県スポーツ推進審議会条例 (昭和37年島根県条例第12号)	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	昭和37年4月1日
目的	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させる。		
概要等	・スポーツの推進に関する重要事項の調査審議		

名称	島根県立武道施設条例 (昭和45年島根県条例第10号)	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	昭和45年7月15日
目的	島根県立武道施設の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置場所 ・業務 ・指定管理者による管理 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・開場時間、休業日、使用の許可、許可の取消し等 ・使用料の納付、使用料の減免		

名称	島根県立はつらつ体育館条例 (平成15年島根県条例第26号)	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	平成15年4月1日
目的	島根県立はつらつ体育館の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置場所 ・指定管理者による管理 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・開場時間、休業日、使用の許可、許可の取消し等 ・使用料、使用料の減免		

名称	島根県スポーツ振興基金条例 (昭和57年島根県条例第14号)	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	昭和57年4月1日
目的	スポーツの振興に要する経費に充てる		
概要等	・設置、積立て ・管理、運用基金の処理 ・繰替運用		

名称	島根県立自然公園条例 (昭和36年島根県条例第11号)	所管課	自然環境課
		施行年月日	昭和36年6月1日
目的	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、住民の保健、休養及び教化に資する。		
概要等	・総則 ・公園区域の指定等 ・公園計画及び公園事業 ・保護及び利用（特別地域等の指定、原状回復命令等） ・雑則 ・罰則		

名称	島根県自然環境保全条例 (昭和48年島根県条例第24号)	所管課	自然環境課
		施行年月日	昭和48年3月27日
目的	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。		
概要等	・総則（基礎調査の実施等） ・自然環境保全基本方針 ・附属機関の設置（自然環境保全審議会） ・自然環境保全地域（指定、保全、雑則） ・補則（市町村に対する助成等） ・罰則		

名称	島根県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成22年島根県条例第13号)	所管課	自然環境課
		施行年月日	平成22年4月1日
目的	県、県民等、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性を確保し、県民共有の財産である健全な自然環境を次世代に継承することを目的とする。		
概要等	・総則（希少野生動植物保護基本方針等） ・指定希少野生動植物の固体の保護（種の指定、捕獲の禁止等） ・指定希少野生動植物の生息地・生育地の保護 ・保護管理計画の策定と実施 ・雑則（県民等の活動促進、保護巡視員等） ・罰則		

名称	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例 (平成16年島根県条例第52号)	所管課	自然環境課
		施行年月日	平成17年4月1日
目的	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置 ・指定管理者 ・開館時間等 ・利用の許可等 ・利用料金等 ・行為・利用の禁止等 ・罰則		

名称	島根県環境基本条例 (平成9年10月17日島根県条例第29号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	平成9年10月17日
目的	環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康的で文化的な生活の確保に寄与する。		
概要等	・施策の策定等に係る指針 ・環境基本計画 ・環境の保全のための施策 ・地球環境保全の推進等 ・推進体制の整備等		

名称	しまね環境基金条例 (平成10年3月27日島根県条例第8号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	平成10年3月27日
目的	島根県環境基本条例に基づく環境の保全に関する施策の推進に要する経費に充てるため		
概要等	・設置、積み立て ・管理、運用益金の処理 ・繰替運用		

名称	島根県環境影響評価条例 (平成11年10月1日島根県条例第34号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	平成12年4月1日
目的	環境影響評価について、県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境影響評価が円滑かつ適切に行われるための手続き等を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資する。		
概要等	・環境影響評価の定義、対象事業 ・県・市町村・事業者等の責務 ・技術指針、方法書以下手続、公告・縦覧 ・都市計画に関する特例 ・島根県環境影響評価技術審査会 ・環境影響評価法との関係		

名称	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例 (昭和48年10月16日島根県条例第48号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	昭和48年11月1日
目的	県内の公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法第3条第1項で定める排水基準では不十分であると認められる区域について、同法第2条第5項で定める特定事業場に対して、同法第3条第3項の規定に基づいて、よりきびしい排水基準を定める。		
概要等	全県域、宍道湖・中海流域、神西湖流域、浜田川及び浜田川河口海域の流域について、それぞれ対象特定事業場（業種等及び排水量）、排水基準を定める。		

名称	島根県環境審議会条例 (平成6年7月15日島根県条例第21号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	平成6年8月1日
目的	環境基本法第43条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。		
概要等	・審議会の組織 ・委員の任期 ・会長 ・会議 ・部会等		

名称	島根県公害防止条例 (昭和45年7月7日島根県条例第34号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	昭和46年11月5日
目的	他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、住民の健康を保持するとともに、生活環境を保全する。		
概要等	・総則 ・規制措置（大気、水質、騒音、悪臭等） ・雑則 ・罰則		

名称	公害に係る紛争処理の手続に要する費用等に関する条例 (昭和45年10月16日島根県条例第41号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	昭和45年11月1日
目的	公害紛争処理法第44条第2項及び地方自治法第228条第1項の規定に基づき、公害に係る紛争処理の手続きに要する費用及び手数料について定める。		
概要等	・趣旨 ・紛争処理の手続きに要する費用 ・手数料 ・手数料の減免又は納付の猶予		

名称	湖沼水質保全特別措置法第19条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例 (平成14年10月25日島根県条例第56号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	平成15年1月1日
目的	湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づき、指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める。		
概要等	- 趣旨 - 基準		

名称	島根県産業廃棄物減量促進基金条例 (平成17年3月25日島根県条例第18号)	所管課	環境政策課
		施行年月日	平成17年4月1日
目的	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策の推進に要する経費その他必要な経費に充てるため		
概要等	- 設置、積み立て - 管理、運用益金の処理 - 繰替運用		

名称	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和60年12月24日島根県条例第39号)	所管課	廃棄物対策課
		施行年月日	昭和61年4月1日
目的	浄化槽法（昭和58法律第43号）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を行う事業を営む者の登録に関し必要な事項を定める。		
概要等	- 趣旨 - 登録の申請、実施、拒否、更新、取り消し等、抹消 - 変更、廃業等の届出 - 営業所の設置等 - 手数料		

名称	島根県県民いきいき活動促進基本方針	所管課	環境生活総務課
		根拠法令等	島根県県民いきいき活動促進条例
計画の期間	平成28年度～令和元年度		
目的	県民いきいき活動を促進するとともに、活動団体との協働を推進することにより、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を図る。		
概要等	1. 基本的な考え方 2. 施策の基本的方向 ・県民いきいき活動の促進 ・協働の推進 ・体制の整備と評価等 ・行動計画（県民いきいき活動の促進、協働の推進、体制の整備）		

名称	第3次島根県男女共同参画計画	所管課	環境生活総務課
		根拠法令等	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
計画の期間	平成28年度～令和2年度		
目的	男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を図る。		
概要等	基本目標 ①男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成 ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ③男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現 ④個人の尊厳の確立		

名称	第4期島根県消費者基本計画	所管課	環境生活総務課
		根拠法令等	島根県消費生活条例
計画の期間	平成28年度～令和元年度		
目的	県民の消費生活の安定及び向上を図る。		
概要等	施策体系 1 基本方針Ⅰ 安全で安心な消費生活の確保 - 施策① 消費者事故等の未然防止・拡大防止 - 施策② 規格・表示、取引行為の適正化 - 施策③ 県民意見の反映 2 基本方針Ⅱ 消費生活相談体制の充実 - 施策④ 県消費者センターの充実 - 施策⑤ 市町村相談体制の充実に向けた支援 3 基本方針Ⅲ 消費者教育の推進 - 施策⑥ 消費生活情報の発信 - 施策⑦ 消費者教育の総合的・一体的推進 - 施策⑧ 消費者団体への支援 - 施策⑨ 地域における消費者リーダーの育成 4 基本方針Ⅳ 高齢者等の消費者被害の未然防止 - 施策⑩ 地域見守りネットワークづくりの推進 - 施策⑪ トラブルに遭わないための未然防止と救済		

名称	第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画	所管課	環境生活総務課
		根拠法令等	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例
計画の期間	平成28年度～令和元年度		
目的	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、県民等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与する。		
概要等	施策の基本的方向 1 県民等による自主的な活動の推進 2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保 3 道路、住宅等における防犯への配慮 4 事業活動における防犯への配慮 5 犯罪被害者等への支援の推進 6 その他の安全安心まちづくりのための取組		

名称	島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)	所管課	人権同和対策課
		根拠法令等	人権教育及び啓発の推進に関する法律
計画の期間	平成31年3月～		
目的	県民一人一人に人権の意義や重要性が知識として身に付くとともに、相手の立場に立って理解することができるような人権意識が十分身に付くことを目指す。		
概要等	一人一人の個性、違いを尊重し、すべての人の人権が尊重され、ともに支え合う「共生の心の醸成」と、人権が人々の思考や行動の基準として日常に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化の創造」を基本理念に、次のような取組を推進する。 1 人権教育・啓発の推進 ①人権教育 ②人権啓発 ③特定職業従事者に対する研修等の充実 2 各人権課題に対する取組 ①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害のある人 ⑤同和問題 ⑥外国人 ⑦患者および感染者等 ⑧犯罪被害者とその家族 ⑨刑を終えて出所した人等 ⑩性的指向、性自認等(LGBT等) ⑪インターネットによる人権侵害 ⑫様々な人権課題		

名称	島根県文化振興指針	所管課	文化国際課
		根拠法令等	なし
計画の期間	平成11年3月～		
目的	県民一人一人が自らの郷土の自然や歴史、風土と向き合い、自主性と創造性を発揮しながら、日常的な暮らしにおいてうるおいや豊かさを実感できるような島根の文化振興を図る。		
概要等	文化振興の基本的方向 文化振興の方策 ①多彩な文化活動の促進 ②文化交流の促進とネットワークづくり ③文化遺産の継承 ④文化を育む環境づくり ⑤文化を生かした産業の振興		

名称	島根県国際化推進基本構想 (しまね5Kプラン)	所管課	文化国際課
		根拠法令等	なし
計画の期間	平成7年5月～		
目的	国際的な総合依存関係が強まり、あらゆる分野で進展する国際化に対応し、「世界に開かれた豊かで躍動する島根」をめざし、これからの本県の国際化を推進する方向を明らかにする。		
概要等	基本理念 これまでの親善交流を基盤とする協力、共生を推進し、世界から好感を持って迎えらる活力ある地域づくりを進める。 施策体系 ①国際化に対応する「人」の育成 ②国際化を支える基盤の整備 ③多彩な交流の推進 ④国際協力の推進 ⑤共に生きる社会の形成		

名称	島根県スポーツ推進計画	所管課	スポーツ振興課
		根拠法令等	スポーツ基本法第10条
計画の期間	平成24年度～平成28年度		
目的	島根県の実情に即したスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る		
概要等	【スポーツ推進の現状と課題及び具体的施策の展開】 1. 誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進 2. 子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育の充実 3. 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進 4. 地域ではぐくむ、島根のスポーツ文化の推進		

名称	第2期島根県環境基本計画	所管課	環境政策課
		根拠法令等	島根県環境基本条例
計画の期間	平成23年度～令和2年度		
目的	県民が豊かな自然環境にふれながらその恵みを受けることができるとともに、持続的な発展を続ける活力ある島根の実現を目指す。		
概要等	基本目標 ①人と自然との共生の確保 ②安全で安心できる生活環境の保全 ③地球環境保全の積極的推進 ④環境への負荷の少ない循環型社会の構築 ⑤環境保全と経済発展の好循環の推進 ⑥環境保全に向けての参加の促進 ⑦共通的・基盤的な施策の推進		

名称	島根県地球温暖化対策実行計画	所管課	環境政策課
		根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律
計画の期間	平成23年度～令和2年度		
目的	低炭素社会の実現により持続可能な発展するしまねを目指す。		
概要等	目標 2012年(平成24年)度において、温室効果ガス排出量と森林吸収量を合わせて1990年(平成2年)度に比べて30%以上削減 2020年(令和2年)度において、温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)度に比べて23%以上削減 重点施策 ①温室効果ガス削減対策の見える化により取組を支援する ②「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開する ③森林資源の積極的な活用により森林循環を促進する ④しまねの地域特性を活かした新エネルギー導入を促進する ⑤地球温暖化対策と経済発展の両立により産業振興と地域の活性化を図る ⑥明るいしまねの未来づくりを担う人材育成のための環境教育・環境学習を推進する ⑦循環型社会の推進に社会全体で取り組む		

名称	環境にやさしい率先実行計画 (しまね県庁CO2グレート作戦)	所管課	環境政策課
		根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律
計画の期間	平成28年度～令和2年度		
目的	県が自ら行う事務及び事業並びに指定管理や委託等により実施する事務及び事業により排出されるCO2の削減		
概要等	目標：県の事業に伴うCO2の排出量を令和2年度までにH22～H26平均値比4.3%削減 主な取組 ①ノー残業デーの一斉退庁の徹底 ②OA機器の待機電力カット ③電気ポットの削減 ④エコドライブの実践 ⑤近隣への用務の際の徒歩、自転車利用の推進		

名称	宍道湖に係る湖沼水質保全計画	所管課	環境政策課
		根拠法令等	湖沼水質保全特別措置法
計画の期間	平成26年度～平成30年度（第6期計画）※今年度中に第7期計画を策定予定		
目的	水質汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、湖沼の水質の保全を図る。		
概要等	平成元年2月に宍道湖が湖沼法に基づいて指定湖沼の指定を受け、平成元年度に第1期湖沼水質保全計画を策定して以来、5年ごとに計画を策定している。第6期計画は、同法に基づき以下の項目について定めている。 ①望ましい湖沼の将来像としての長期ビジョン ②湖沼の水質保全に関する方針 ③下水道及びし尿処理施設の整備等、湖沼の水質の保全に資する事業に関すること ④湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること ⑤流出水対策地区に関すること ⑥その他湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること		

名称	中海に係る湖沼水質保全計画 (※鳥取県と共同で策定)	所管課	環境政策課
		根拠法令等	湖沼水質保全特別措置法
計画の期間	平成26年度～平成30年度（第6期計画）※今年度中に第7期計画を策定予定		
目的	水質汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、湖沼の水質の保全を図る。		
概要等	平成元年2月に中海が湖沼法に基づいて指定湖沼の指定を受け、平成元年度に第1期湖沼水質保全計画を策定して以来、5年ごとに計画を策定している。第6期計画は、同法に基づき以下の項目について定めている。 ①望ましい湖沼の将来像としての長期ビジョン ②湖沼の水質保全に関する方針 ③下水道及びし尿処理施設の整備等、湖沼の水質の保全に資する事業に関すること ④湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること ⑤流出水対策地区に関すること ⑥その他湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること		

名称	第3期しまね循環型社会推進計画	所管課	環境政策課
		根拠法令等	廃棄物処理法、循環型社会形成推進基本法、環境基本法
計画の期間	平成28年度～令和2年度		
目的	環境と経済が継続的に好循環して発展繁栄する「しまね循環型社会」を構築することを目指して、廃棄物に関する3Rの推進や適正処理を進める		
概要等	目標（平成25年度を基準年として、令和2年度の目標値） 一般廃棄物 排出量 5%以上削減 再生利用率 25%以上 最終処分量 12%以上削減 産業廃棄物 排出量 増加を1%以下に抑制 再生利用率 57%以上 最終処分量 4%以上削減 施策の基本方針 基本方針1：意識の醸成 基本方針2：産業の育成 基本方針3：適正処理の推進 重点施策 ①次世代を担う子どもへの環境教育 ②リサイクル製品の研究開発、販路の拡大 ③省資源・省エネ行動による2R（リデュース・リユース）の推進強化		

名称	第8期島根県分別収集促進計画	所管課	廃棄物対策課
		根拠法令等	容器包装リサイクル法
計画の期間	平成29年度～令和3年度		
目的	各市町村の容器包装廃棄物の排出量や収集見込量を取りまとめることにより、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化の促進を図る。		
概要等	1 各年度における県内の容器包装廃棄物の排出見込量 2 各年度における県内のガラスびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装（紙パック・段ボールを除く）のうち環境省が定める基準に適合する物の見込量 3 各年度における県内の法第2条第6項に規定する主務省令で定める物（スチール缶、アルミ缶、段ボール、紙パック）についての見込量 4 分別収集の促進に関する知識や意義の普及啓発、その他の事項		

名称	島根県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	所管課	廃棄物対策課
		根拠法令等	P C B 特別措置法
計画の期間	平成27年10月～令和9年3月		
目的	島根県内のP C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進		
概要等	1 P C B 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み 2 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の確保 3 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理推進のための県ほかの役割		

名称	島根県災害廃棄物処理計画	所管課	廃棄物対策課
		根拠法令等	なし
計画の期間	平成30年3月策定		
目的	大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を円滑・迅速に処理し早期復旧できるよう、災害廃棄物処理に関する県としての基本的な考え方と処理方策を本計画において示す。		
概要等	1 災害によって生じる災害廃棄物の処理について、災害予防、応急対策、復旧・復興対策の各段階における県と市町村が実施すべき役割を整理 2 県及び市町村の主たる役割 ・市町村の役割：災害廃棄物処理にあたっての実施主体 ・県 の 役 割 ：被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する支援 3 発災後における県の支援内容 4 市町村計画の策定にあたり留意すべき事項		

外郭団体一覧

平成31年4月1日現在

団体名	(公財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
所在地	大田市大田町大田イ236番地4	設立年月日	平成10年10月12日
設立目的	島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。		
事業内容	・男女共同参画に関する啓発及び広報 ・男女共同参画に関する学習会及び研修会 ・男女共同参画に関する情報の収集及び提供 ・男女共同参画に関する調査研究及び相談 ・男女共同参画の推進に取り組む個人、グループ及び団体等への支援 ・県立男女共同参画センターの管理運営 ・県立男女共同参画センターの宿泊部門の運営 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

団体名	(公財)しまね文化振興財団	所管課	文化国際課
所在地	松江市殿町158番地	設立年月日	平成9年3月17日
設立目的	多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。		
事業内容	・音楽、演劇、映像、写真、舞踊、美術、文芸その他の芸術及び芸能等の振興に関する事業 ・伝統芸能・伝統文化の継承、育成、普及、発信、交流に関する事業 ・歴史文化の調査研究・教育・情報発信に関する事業 ・文化芸術活動を通じた次世代育成に関する事業 ・県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援、育成、交流に関する事業 ・文化芸術のネットワーク化に関する事業 ・文化芸術情報の収集及び提供に関する事業 ・文化芸術交流の促進に関する事業 ・文化芸術・教育に関する公共施設の管理運営に関する事業		

団体名	(公財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
所在地	松江市東津田町369番地1（しまね国際研修館）	設立年月日	昭和37年3月24日
設立目的	多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって地域の活性化と国際化に寄与することを目的とする。		
事業内容	・外国人住民の総合的な生活等支援や国籍・民族を超えた多文化共生の地域づくりに関する事業 ・地域住民の国際理解の推進や国際的な人材育成など国際交流・協力に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

団体名	(公財) 島根県体育協会	所管課	スポーツ振興課
所在地	松江市上乃木10丁目4番2号	設立年月日	昭和46年3月27日
設立目的	スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達に寄与することを目的とする		
事業内容	・生涯スポーツの普及、地域スポーツの振興に関する事業 ・スポーツ指導者の養成に関する事業 ・スポーツ少年団をはじめとする青少年スポーツの育成に関する事業 ・競技スポーツの普及、競技力の維持向上に関する事業 ・国民体育大会への選手・役員派遣に関する事業		

団体名	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	所管課	スポーツ振興課
所在地	松江市東津田町1741-3 (いきいきプラザ島根)	設立年月日	昭和54年5月7日
設立目的	障害者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障害者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与することを目的とする。		
事業内容	・障害者のスポーツ活動の振興に関する事業 ・障害者のスポーツ活動に関する調査研究、啓発広報に関する事業 ・障害者のスポーツ活動の支援者育成に関する事業		

団体名	(公財) しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課
所在地	大田市三瓶町多根1121番8	設立年月日	平成3年7月1日
設立目的	島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を通じ、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全に寄与する。		
事業内容	・島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営事業 ・自然環境の保護及びその他の環境保全に関する調査研究、並びに普及啓発事業 ・環境教育及び環境学習に関する事業 ・環境保全活動及び地球環境問題に関する情報収集・普及啓発並びに活動支援に関する事業 ・刊行物の販売、飲食物の提供等、前各号の事業に付随する収益事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

団体名	(公財) 島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
所在地	出雲市宇那手町882番地	設立年月日	平成4年3月4日
設立目的	産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与することを目的とする。		
事業内容	・産業廃棄物最終処分場の管理運営 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業		